

健康経営優良法人 2018（中小規模法人部門）認定申請書 正誤表

別添 3 誓約書

< 正 >

1. 以下の事項を誓約すること。

- (1) 労働安全衛生法第 66 条に基づき、労働者に対して健康診断を行っていること。
- (2) 労働安全衛生法第 66 条の 10 に基づき、従業員 50 人以上の事業場における医師、保健師、その他厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行っていること。
- (3) その他、申請日から過去 3 年以内に、以下の事実がないこと。
  - ①労働基準法、労働安全衛生法等の従業員の健康管理に関する法令に係る違反により、送検されている、行政機関により法人名が公表されている又は是正勧告を受けたが是正措置を講じていないこと。
  - ②長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反していること。
  - ③労働安全衛生法第 78 条又は第 79 条に基づき安全衛生管理特別指導事業場に指定されていること。

< 誤 >

1. 申請日から過去 3 年以内に以下の事実がないこと。

- (1) 労働安全衛生法第 66 条に基づき、労働者に対して健康診断を行っていること。
- (2) 労働安全衛生法第 66 条の 10 に基づき、従業員 50 人以上の事業場における医師、保健師、その他厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行っていること。
- (3) その他、過去 3 年以内に、以下の事実がないこと。
  - ①労働基準法、労働安全衛生法等の従業員の健康管理に関する法令に係る違反により、送検されている、行政機関により法人名が公表されている又は是正勧告を受けたが是正措置を講じていないこと。
  - ②長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反していること。
  - ③労働安全衛生法第 78 条又は第 79 条に基づき安全衛生管理特別指導事業場に指定されていること。

健康経営優良法人 2018（中小規模法人部門）認定基準解説書 正誤表

24 ページ目

<正>

○適合基準

誓約書により、以下を誓約すること

- ・労働安全衛生法第 66 条に基づき、健康診断を行っていること。
  - ・労働安全衛生法第 66 条の 10 に基づき、従業員 50 人以上の事業場における医師、保健師、その他厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行っていること。
  - ・申請日から過去 3 年以内に、以下の事実がないこと。
    - ① 労働基準法、労働安全衛生法等の従業員の健康管理に関する法令に係る違反により、送検されている、行政機関により法人名が公表されている、又は是正勧告を受けたが是正措置を講じていないこと。
    - ② 長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反していること。
- (※)
- ③ 労働安全衛生法第 78 条又は第 79 条に基づき安全衛生管理特別指導事業場に指定されていること。

<誤>

○適合基準

誓約書により、以下を誓約すること

- ・労働安全衛生法第 66 条に基づき、健康診断を行っていること。
  - ・労働安全衛生法第 66 条の 10 に基づき、従業員 50 人以上の事業場における医師、保健師、その他厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行っていること。
  - ・過去 3 年以内に、以下の事実がないこと。
    - ① 労働基準法、労働安全衛生法等の従業員の健康管理に関する法令に係る違反により、送検されている、行政機関により法人名が公表されている、又は是正勧告を受けたが是正措置を講じていないこと。
    - ② 長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反していること。
- (※)
- ③ 労働安全衛生法第 78 条又は第 79 条に基づき安全衛生管理特別指導事業場に指定されていること。